

十島村公告第33号

職員の任用に関する規則第3条の規定により、十島村職員に係る採用試験を次により実施します。

令和4年8月24日

十島村長 肥後正司

令和4年度十島村職員採用試験実施要領

1 職種、採用人員及び勤務地

- (1) 職種 船舶職員（航海士・機関士等）
- (2) 採用人員 2名
- (3) 勤務地 フェリーとしま2（鹿児島～十島村～名瀬航路）
- (5) 試用期間 正規採用を前提とした試用期間として半年間は会計年度任用職員となります。

2 受験資格

(1) 船舶職員（航海士又は航海士候補）

昭和57年4月2日以降に生まれた者で、かつ、次のいずれかの項目に該当する者

- ① 船員を養成する海技関連の教育機関を卒業した者又は令和5年3月までに卒業する見込みの者
- ② 海技免許（航海）4級以上の資格を有している者

(2) 船舶職（機関士又は機関士候補）

昭和57年4月2日以降に生まれた者で、かつ、次のいずれかの項目に該当する者

- ① 学校教育法に基づく高等学校以上の教育機関を卒業した者
- ② 修業年限3年以上の高等課程の専修学校以上の教育機関を卒業した者
- ③ 船員を養成する教育機関を卒業した者又は令和5年3月までに卒業する見込みの者
- ④ 海技免許の資格を有している者

(3) (1)(2)に関わらず、次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考試験の日時場所

- (1) 書類審査
- (2) 1次審査
 - ① 日時 応募の状況により決定します。
 - ② 試験場 十島村役場会議室（予定）
- (3) 2次審査
 - ① 日時 応募の状況により決定します。（合格者に通知します）
 - ② 試験場 十島村役場会議室

4 合格発表

- (1) 書類審査 申込書受付後、各人に案内します。
- (2) 1次審査 審査後2週目から4週目に文書で各人に通知します。
- (3) 2次審査 2次審査後、各人に文書で通知します。

5 選考方法

- (1) 1次審査 基礎能力検査、作文試験、各種適性検査を予定
- (2) 2次審査 口述試験

6 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書の請求先、提出先及び問合先
十島村役場総務課総務係
〒 892-0822 鹿児島市泉町14番15号
TEL (099)222-2101
各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成すること可。
(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)
- (2) 申込方法
申込書に必要な事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。
 - ① 令和4年度十島村職員採用試験受験申込書
 - ② 履歴書・身上書（写真貼付）
 - ③ 成績証明書又は見込み書（証明書を取得できない場合、当該証明書）
 - ④ 卒業証明書又は見込み書
 - ⑤ 面接カード
 - ⑥ 海技免許所持者は、免許の写し
 - ⑦ 84円切手を貼付した宛先明記の受験票交付の返信用封筒[縦23.5cm横12cm]※ 郵便で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず書留郵便又は速達でお送りください。
- (3) 受付期間
 - ① 令和4年8月22日（月）必着（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（郵便可。）
- (4) その他
 - ① 書類審査後、審査を通過したときに受験票を交付します。試験当日は当該受験票（写真貼付）を必ず持参してください。

- ② 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けなくて正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのものとしします。

7 給与

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

(1) 令和3年度実績(参考)

- ① 高等学校卒業者基本給 月額151,000円
経験年数により算定(15年経験者月額250,100円)
- ② 乗船手当、時間外・夜勤・休日手当、特殊勤務手当あり
- ③ 住居手当 家賃額により算定(上限28,000円)
- ④ 退職手当 年数により算定(最高47.7月分(定年35年勤務))

(2) 待遇

- ① 休暇 年次休暇年間120日以上
- ② 有給休暇 年間20日(初年度15日)、他特別休暇あり
- ③ 保険補償等 市町村共済保険、公務員災害補償

8 採用予定年月日

採用日は就業可能な日時を協議します。

勤務の初日から6月間は試用期間(会計年度任用職員)となります。

6月経過以降、試用期間の評価によります。